第1章 総則

第1条(「BIGLOBE 光 ひかり one」コース等の提供)

当社は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 ひかり one」コースおよび「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コース(総称し、以下「本コース群」といいます。)を提供します。

- 2 本コース群の提供に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き、当社が別途定める BIGLOBE 会員規約(以下「会員規約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本コース群の提供に関する限り、この特約が優先します。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本コース群のうち FTTH サービスの提供に係わる条件については、料金に係わる部分を除き、KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)が定める「FTTH サービス契約約款」および「FTTH サービスご利用規約」の規定が適用されます。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により本コース会員に通知することにより、この特約を変更することができます。この場合、その予告期間内に、会員規約第9条に基づく会員契約の解約の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本コース会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。
 - (1)「本コース契約」とは、当社から本コース群の提供を受けるための契約をいいます。
 - (2) 「本コース会員」とは、当社と本コース契約を締結している個人をいいます。
 - (3) 「FTTH サービス」とは、KDDI が「FTTH サービス契約約款」および「FTTH サービスご利用規約」に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
 - (4) 「FTTH 契約約款」とは、「FTTH サービス契約約款」および「FTTH サービスご利用規約」を総称していいます。
 - (5)「契約者回線」とは、本コース群の提供を受けるために、本コース会員が設置する電気通信回線をいいます。
 - (6) 「契約者端末」とは、本コース群の提供を受けるために、本コース会員が設置するパソコンおよび宅内機器等をいいます。
 - (7)「FTTH 接続機能」とは、FTTH 方式等を用いた通信を可能とする機能をいいます。
 - (8) 「料金等」とは、本コース群の提供に係わる料金(FTTH サービスの提供に係わる料金を含みます。) その他の債務およびこれにかかる消費 税等相当額をいいます。
 - (9) 「宅内機器」とは、契約者端末のうちの KDDI が接続性確認のうえで推奨し、指定した ONU および VDSL モデム、ホームゲートウェイ機器 (以下「HGW」といいます。)等であって、本コース群のタイプに応じて、KDDI が FTTH 契約約款に基づき貸与するものをいいます。
 - (10)「電話サービス」とは、KDDIが「FTTHサービス契約約款」に基づき提供するIP電話サービスをいいます。
 - (11)「TV サービス」とは、KDDI が「有料電気通信役務利用放送役務契約約款」および「TV サービスコンテンツご利用規約」に基づき提供する TV サービスをいいます。
 - (12) 「機器レンタルサービス」とは、KDDIが「FTTHサービスご利用規約」および/または「無線LAN機器貸出サービスに関する契約条項」に基づき提供する機器レンタルサービスをいいます。
 - (13) 「サポートサービス」とは、KDDI が「かけつけ設定サポートに関する契約条項」および/または「お客様宅内での作業に関する規約」に基づき提供するサポートサービスをいいます。
 - (14) 「第三者サービス」とは、KDDI以外の第三者が提供する情報サービスであって、KDDIがその料金の回収代行等を第三者から受託しているものをいいます。

第2章 本コース群の提供区域およびタイプ

第4条(本コース群の提供区域)

本コース群の提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、FTTH サービスの提供区域内とします。

第5条(本コース群のタイプ)

本コース群は、KDDI の提供する FTTH サービスに、これに対応する電子メールサービス、その他各種サービス等会員規約所定の「使いほーだい」コースに係わるBIGLOBE サービスを組み合わせて提供するものです。1の契約者回線に最大6までの契約者端末の接続が可能とします。なお、ダイヤルアップによる接続機能の利用に係わる部分の取り扱いについては、第16条第3項および第4項で条件を特別に定めます。

2 本コース群には、次のタイプがあります。

タイプ	内 容
ホームタイプ	FTTHサービスにより、契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大100Mbps または最大1Gbps まで、他の伝送方向については最大100Mbps または最大1Gbps までのFTTH 接続機能をご利用いただけるもの
ホームタイプ (ギガ得)	定期利用契約(第 12 条の 2 参照)を締結し、FTTH サービスにより、契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 1Gbps まで、他の伝送方向については最大 1Gbps までの FTTH 接続機能をご利用いただけるもの
マンション V(16)タイプ	同一建物内の契約者の戸数が 16 以上で、FTTH サービスを利用し、契約者回線に係わる終端への伝送方

	向については最大 100Mbps または最大 70Mbps まで、他の伝送方向については最大 35Mbps または最大
	30Mbps までの FTTH 接続機能をご利用いただけるもの
マンション V(8)タイプ	同一建物内の契約者の戸数が8以上16未満で、FTTHサービスを利用し、契約者回線に係わる終端への 伝送方向については最大100Mbpsまたは最大70Mbpsまで、他の伝送方向については最大35Mbpsまた
	は最大30Mbps までのFTTH接続機能をご利用いただけるもの
	同一建物内の契約者の戸数が 16 以上で、FTTH サービスを利用し、契約者回線に係わる終端への伝送方
マンション E(16)タイプ	向については最大100Mbpsまで、他の伝送方向については最大100MbpsまでのFTTH接続機能をご利用
	いただけるもの
	同一建物内の契約者の戸数が8以上16未満で、FTTHサービスを利用し、契約者回線に係わる終端への
マンション E(8)タイプ	伝送方向については最大100Mbpsまで、他の伝送方向については最大100MbpsまでのFTTH接続機能を
	ご利用いただけるもの
	独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」といいます。)と KDDI との協定により提供し、FTTH サービス
都市機構(DX)タイプ	を利用し、契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大100Mbps または最大70Mbps まで、他の
	伝送方向については最大35Mbps または最大30Mbps までのFTTH接続機能をご利用いただけるもの
つい ひい (アカノラ)	FTTHサービスを利用し、契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大100Mbpsまで、他の伝送
マンション Fタイプ	方向については最大 100Mbps までの FTTH 接続機能をご利用いただけるもの
-1) (2 (1) (F(G) 17 /-1)	FTTHサービスを利用し、契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大100Mbpsまで、他の伝送
マンション F(S)タイプ	方向については最大 100Mbps までの FTTH 接続機能をご利用いただけるもの

備考:本コース群のいずれのタイプも、上記の最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線等の状況、他 回線との干渉、回線の混雑状況等により、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。また、マンション V(16)タイプ、マン ション V(8)タイプおよび都市機構(DX)タイプは VDSL 方式による通信により、棟内や住戸内の配線状態(配線の長さ、分岐、配線の収容状況等)や周辺環境(アマチュア無線、高圧電線、エレベーターのモーター等の電磁波、その他の通信機器等)の影響を受けることで、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。

第3章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の本コース契約を締結します。この場合、本コース会員は、1の本コース契約につき1人に限ります。 第7条(KDDIへの申し込み)

本コース群の提供を受けるためには、申込者は、本コースの利用申し込みとともにKDDIに対するFTTHサービスの利用申し込みを行う必要があります。なお、FTTHサービスの提供条件、料金ならびに工事に関する費用等は、FTTH契約約款の定めるところによります。

- 2 当社は、前項のFTTH サービスの利用に係わる申し込み、届け出その他その利用に係わる事項について、KDDIへの手続きを代行します。
- 3 申込者が、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または第三者サービスの利用申し込みを希望する場合、当社は、KDDI への手続きを代行します。

第8条(契約申し込みの方法)

申込者は、会員規約、この特約、および FTTH 契約約款を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号所定の事項その他当社所定の事項を申告し、本コース契約の申し込みを行う必要があります。

(1)氏名 (2)住所 (3)契約者回線に係わる回線番号 (4)契約者回線に係わる終端の場所 (5)料金等の支払い方法

(6)その他本コース契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

第9条(契約申し込みの承諾)

本コース契約は、第7条に定めるFTTHサービスの利用申し込みがKDDIにより承諾され、かつ、前条所定の申し込みを当社が承諾した時に成立します。

- 2 当社は、次の場合には、本コース契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コース契約成立後であっても、次の各号の一に 該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本コース契約の全てまたはその一部を解除するかまたはその履行を 停止することがあります。ただし、本項第4号、第6号、第7号または第8号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催 告し、かかる期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約および本コース契約を解除することができます。
 - (1) FTTH サービスの提供契約が解除または休止、その他理由のいかんを問わず終了した場合
 - (2) FTTH サービスの提供が当社および KDDI 間の契約の解除その他理由により終了した場合
 - (3) 本コース契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (4) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金債務、または、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスもしくは第三者サービスに係わる料金債務もしくは別表 2-5 の設置工事費(割賦)に係わる債務(ホームタイプ(ギガ得)を選択した本コース会員のみ)その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 過去に不正使用などにより本コース契約もしくはBIGLOBE サービス契約等の解除、またはBIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (6) 申込者が未成年者等であって、本コース契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (7) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (8) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合

- (9) その他本コース契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 第1項の規定に基づく本コース契約が成立しない場合、または前第2項の規定に基づき、当社が本コース契約の申し込みを承諾しない場合、もしくは本コース契約の全てまたはその一部を解除する場合等、この申込者による本コース契約の不成立または解除は、この申込者により正当に締結されたその他の会員契約に、何ら影響を与えません。

第10条(コースの変更)

既存会員が他のコースから本コース群への変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定のホームページにて変更手続きを行っていただきます。この場合、本コース群へのコース変更は、FTTH接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から適用になります。

- 2 本コース会員が本コース群から BIGLOBE サービスの他のコースへの変更を希望する場合、当社所定のホームページにて変更の手続きを行っていただきます。
- 3 本コース会員が、「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コースから「BIGLOBE 光 ひかり one」コースへコース変更する場合、コース変更は、変更申し込みのあった日が属する月の翌月初日から適用になります。このとき契約タイプを変更しない場合、コースの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。

第10条の2(契約タイプの変更)

本コース群のうちホームタイプの会員が、ホームタイプ(ギガ得)に契約タイプの変更を希望する場合、当社所定のホームページにて変更手続きを行っていただきます。この場合、ホームタイプ(ギガ得)へのタイプ変更は、毎月月末日の2 日前までの変更手続きについて翌月初日から適用になります。この場合、契約タイプの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。

第11条(変更の届け出)

利用者は、第8条各号所定の事項について変更(ただし、第8条第4号所定の事項につき、第4条所定の区域外への移転は認められません。)があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。

2 前項の変更届け出があった場合は、当社は、第9条第2項の規定に準じて取り扱います。

第12条(定期利用契約)

本コース群のうちのホームタイプ(ギガ得)を対象とする本コース契約については、定期利用契約となります。定期利用契約は、第2項に定める 一定期間において本コース会員が本コース群を利用することをその契約条件とするものです。

- 2 定期利用契約における本コース群の利用期間は、新たに FTTH サービスを申し込んだものについては FTTH 接続機能の利用が可能となった日 が属する月およびその月の翌月初日から起算した 24カ月の期間とします。また、第10条の2による契約タイプ変更の場合は、ホームタイプ(ギガ 得)への契約タイプ変更が適用された月初日から起算した24カ月の期間とします。
- 3 本条に基づき定期利用契約として本コース契約を締結する本コース会員(以下「定期利用契約者」といいます。)は、前項の利用期間の満了と同時に定期利用契約以外の契約タイプに変更するときもしくは他の本コース群にコース変更するとき、または前項の利用期間の満了と同時に契約を終了させるときには、その満了月中に、当社指定のホームページにてタイプ変更、他のコースへのコース変更または退会の手続きを行っていただきます。
- 4 定期利用契約者が定期利用契約の満了月の末日までに(契約タイプの変更またはコース変更の場合)または満了月の25 日までに(契約を終了させる場合)前項の手続きを行わなかった場合は、満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し24カ月となります。
- 5 前項の規定は、この規定に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。
- 6 定期利用契約者は、定期利用契約の満了月より前に定期利用契約が解除された場合、①別表 2-6 に記載する契約解除料および②解除がされた 月から定期利用契約の当初の満了月までの月数分の、別表 2-5 に記載する設置工事費(割賦)を、解除時に一括して支払うことを要します。ただし、 第4項に基づき更新された定期利用契約がその満了月より前に解除された場合、定期利用契約者は②については支払うことを要しません。

第4章 料金等

第13条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。なお、本項第1号の初期費用、第2号の工事費用および第3号の通信料金には、FTTHサービスに係わる料金が含まれます。

- (1) 初期費用 (2) 工事費用 (3) 通信料金 (4) コンテンツ料金 (5) オプションサービス料金 (6) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金の具体的な額は、別表に記載します。

第14条(初期費用)

本コース会員は、当社に本コース契約の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用の支払いを要します。

2 本コース会員が前項の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)を行い、すでに当社がこの申し込みに係わる手続きに着手していたときは、 工事完了前に本コース契約の解除があったとしても、本コース会員は、キャンセル料の支払いを要します。また、すでに当社がこの申し込みに係 わる工事に着手していたときは、工事完了前に本コース契約の解除があったとしても、本コース会員は、本コース群のタイプに応じた設置工事費 用(ホームタイプ(ギガ得)を選択した本コース会員の場合は、別表 2-5 記載の設置工事費(割賦)の 24 カ月分)の支払いも要します。

第15条(工事費用)

本コース会員は、当社に契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出等により必要となる工事の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、

当社に工事費用の支払いを要します。

第16条(通信料金)

本コース会員は、FTTH接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コース群の通信料金の支払いを要します。

- 2 第 10 条第 1 項所定のコースの変更に基づき FTTH 接続機能の利用が可能となった場合、既存会員は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コース群の通信料金の支払いを要します。
- 3 本コース会員は、別途当社に、別表 2-3 の料金表に記載する料金額として、ダイヤルアップ接続利用料の支払いを要します。
- 4 当社は、本コース会員のうち、「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コースを選択した方に対し、毎月1時間分のダイヤルアップ接続機能の利用を無料で提供します。
- 5 本コース契約の解除があった日が月の末日以外の場合、当社は、通信料金の日割りは行いません。
- 6 会員規約第13条の規定により本コース群の利用中止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。
- 7 会員規約第14条の規定により本コース群の利用停止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。

第17条(最低利用期間)

本コース群のうちホームタイプ(ギガ得)を除くタイプについては、最低利用期間があります。最低利用期間は、FTTH接続機能の利用開始が可能となった日の当月から起算して6カ月とします。

- 2 ホームタイプ(ギガ得)を除くタイプの本コース群を選択した本コース会員は、前項に定める最低利用期間中、本コース契約を解除することはできません。ただし、本コース会員が違約金として最低利用期間の月数(6 カ月)からすでに利用した期間の月数を控除した月数分の通信料金およびこれに対応する消費税等相当額を一括して当社に支払った場合を除きます。
- 3 前項に定めるほか、当社が会員規約またはこの特約所定の事由により本コース契約を解除した場合においても、本コース会員は、前項所定の違約金を当社に支払わなければなりません。

第18条(代行徴収)

本コース会員は、第7条第3項の申し込みを行い、かつ、KDDI がこれを承諾した場合、および/または第三者サービスを利用した場合、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または第三者サービスに係わる料金(違約金等を含みます。)、および/または別表 2-5 の設置工事費(割賦) (ホームタイプ(ギガ得)を選択した本コース会員のみ)を、会員規約またはこの特約で定める料金等の他に、当社に支払わなければなりません。これらの料金は、当社が KDDI に代わって徴収します。

2 前項の規定は、会員規約またはこの特約所定の条件に従い本コース契約を解除し、または解除された本コース会員が解除時において未だ支払いを完了していない前項所定の料金および解除後に発生する前項所定の料金にも適用されます。本項の規定は前項に基づく徴収が完了するまで、解除後も有効に存続します。

第5章 雑則

第19条(オプションサービスの利用制限)

本コース群においては、会員規約所定のオプションサービスのうち「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「B フレッツ」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「アクセスコミュファ」オプションを利用することはできません。

2 「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「Bフレッツ」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションまたは「アクセスコミュファ」オプションを利用している既存会員が第10条第1項に基づき本コース群への変更の手続きを行った場合、「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「Bフレッツ」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「アクセスコミュファ」オプションは自動的に解除されます。

第20条(責任の制限)

当社は、本コース群を提供すべき場合において、当社または KDDI の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本コース群が全く利用できない状態(本コース群の利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本コース会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条条第1項から第6項の規定が適用されます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる会員に現実に発生した通常損害とし、本コース群が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(1 日の倍数である場合に限ります。)に対応する本コース群の料金(対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前6料金月の1日あたりの対象となるサービスの平均料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額)により算出します。)に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1日あたりの対象となるサービスの平均料金の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲以下とします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本コース群の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本コース群の提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービス本コース群が利用できなかった会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、会員に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。
- 5 本条第1項の規定にかかわらず、FTTH接続機能について、KDDIがFTTH契約約款の定めるところにより本コース会員に対しその損害を賠償すべき場合は、会員規約第37条第3の適用はありません。

6 電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または第三者サービスに関する責任については、これらのサービスに関する提供条件等を定めた KDDI の契約約款等に定めるとおりとします。

第21条(会員情報の取り扱い)

本コース会員は、当社が、本コース会員が本コース契約の申し込みに際して入力した第8条各号所定の事項(第11条に基づき当社に届け出た変更事項を含みます。以下「会員情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、利用することに同意していただきます。

- (1) 本コース群に必要な FTTH サービスを提供するために、当社が KDDI の加入取次店として、会員情報を暗号化等の機密保持処置その他の 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」といいます。)を講じたうえで KDDI への取り次ぎを行うこと。
- (2) KDDI が、申込時に取得した会員情報を、本コース群に必要な FTTH サービスの提供とサポート、料金請求業務、商品の案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、商品の開発・評価・改善等を目的に利用すること。また、サービス提供のために、本コース会員が居住のマンション等の管理会社、組合または管理人等に対して問い合わせること。
- (3) 当社または提携先等第三者(KDDI を含む。)の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、アンケート調査の実施、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするために会員情報を利用すること。
- (4) 前号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報の安全管理措置を講じたうえて業務委託先に対して本コース会員の個人情報の取り扱いを委託すること。

第22条(本コース群の変更または廃止)

当社は、本コース群の全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本コース群の全部なくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負いません。

第23条(宅内機器の取り扱い)

本コース会員は、本コース群の利用に際して、KDDI より貸与された宅内機器等を正常に稼働するように維持・管理しなければなりません。 第24条(セキュリティセット等)

当社は、本コース会員のうち、「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コースのサービスを利用し、あわせて、セキュリティセット・スタンダードを、別途契約する利用者に対し、セキュリティセット・スタンダードに係わる月額基本料を無料で提供するものとします。また、「BIGLOBE 光 ひかり one」コースの利用者に対し、標準セキュリティ機能を提供します。

- 2 セキュリティセット・スタンダードあるいは標準セキュリティ機能の申込者は、当社所定の方法により、その契約の申し込みおよび契約者端末の設定を行う必要があります。
- 3 当社は、セキュリティセット・スタンダードあるいは標準セキュリティ機能の構成サービスの内容等をあらかじめ通告することなく変更することができます。

附則

第1条 この特約は、平成21年10月1日から実施します。

第2条 「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コースへの申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)の当社による受け付けは、平成20年9月30日をもって終了しました。

経過処置

別表 2-1、2-2 に定める登録料、キャンセル料、移転登録料については、平成 19 年 5 月 1 日より適用します。

別 表

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 ひかり one」コースの料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額には、消費税等相当額を含みます。小数点以下は四捨五入して表示とします。ただし、従量料金はこの限りでありません。表示金額は総額表示となっておりますが、ご契約内容に複数の料金費目がある場合、表示金額をお手元で計算された額と実際の請求額が異なることがあります。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用 *1

1 1/1/199711	
登録料	840 円(税込)
設置工事費用 * ²	
ホームタイプの場合	31,500 円(税込)
マンション V(16)タイプの場合	17,850 円(税込)
マンション V(8)タイプの場合	17,850 円(税込)
マンション E(16)タイプの場合	15,750 円(税込)
マンション E(8)タイプの場合	15,750 円(税込)
都市機構(DX)タイプの場合	12,600 円(税込)

_	マンションFタイプの場合	15,750 円(税込)
-	マンション F(S)タイプの場合	15,750 円(税込)

備考

- *1:第14条第2項の場合、キャンセル料として840円(税込)を申し受けます。 すでに当社がこの申し込みに係わる工事に着手し ていたときは、タイプに応じた設置工事費用の支払いも要します。
- *2:土曜日、日曜日または祝日に工事を実施する場合、1工事につき3,150円(税込)の追加費用の支払いを要します。

2-2 工事費用

移転登録料	840 円(税込)
移転工事費用 *1	
ホームタイプの場合	31,500 円(税込)
ホームタイプ(ギガ得)の場合	31,500 円(税込)
マンション V(16)タイプの場合	17,850 円(税込)
マンション V(8)タイプの場合	17,850 円(税込)
マンション E(16)タイプの場合	15,750 円(税込)
マンション E(8)タイプの場合	15,750 円(税込)
都市機構(DX)タイプの場合	12,600 円(税込)
マンションFタイプの場合	15,750 円(税込)
マンション F(S)タイプの場合	15,750 円(税込)
備考	10,100 1(1)(2)

*1:土曜日、日曜日または祝日に工事を実施する場合、1工事につき3,150円(税込)の追加費用の支払いを要します。

2-3 通信料金

地信科金	
月額基本料金	
「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス」コース	
ホームタイプの場合	6,930 円(税込)/月
マンション V(16)タイプの場合	3,885 円(税込)/月
マンション V(8)タイプの場合	4,200 円(税込)/月
マンション E(16)タイプの場合	3,885 円(税込)/月
マンション E(8)タイプの場合	4,200 円(税込)/月
都市機構(DX)タイプの場合	3,885 円(税込)/月
「BIGLOBE 光 ひかり one」コース	
ホームタイプの場合	6,615 円(税込)/月
ホームタイプ(ギガ得)の場合	5,460 円(税込)/月
マンション V(16)タイプの場合	3,570 円(税込)/月
マンション V(8)タイプの場合	3,885 円(税込)/月
マンション E(16)タイプの場合	3,570 円(税込)/月
マンション E(8)タイプの場合	3,885 円(税込)/月
都市機構(DX)タイプの場合	3,570 円(税込)/月
マンションFタイプの場合	3,570 円(税込)/月
マンション F(S)タイプの場合	3,045 円(税込)/月
ダイヤルアップ接続利用料 *1	5.25 円(税込)/分
備考	·

*1:ダイヤルアップ接続機能を利用する場合に適用されます。ただし、本コース群のうち、「BIGLOBE 光 ひかり one・プラス コ ースの場合、毎月1時間分まで無料で利用することができます。

2-4 機器利用料金

この費用は、KDDIが FTTH 契約約款に基づき貸与する宅内機器の利用料であり、当社が KDDIに代わって徴収する費用です。

VDSL 機器レンタル料 *1*2	420 円(税込)/月
ONU 機器レンタル料 *3*4	525 円(税込)/月
追加 HGW レンタル料 * ⁵	420円(税込)/月

- *1:マンション V(16)タイプ、マンション V(8)タイプまたは都市機構(DX)タイプのサービスを利用する場合のみ適用されます。
- *2: VDSL 機器は KDDI が料金を定め、レンタル提供します。また、6カ月間の最低利用期間があります。サービス利用開始
- 後、最低利用期間中に解約される場合、満6カ月までの期間の残日数に対する VDSL 機器レンタル料がかかります。
- *3:マンション F タイプまたはマンション F(S)タイプのサービスを利用する場合のみ適用されます。
- *4:ONU 機器は KDDI が料金を定め、レンタル提供します。また、6 カ月間の最低利用期間があります。サービス利用開始
- 後、最低利用期間中に解約される場合、満6カ月までの期間の残日数に対する ONU 機器レンタル料がかかります。
- *5:2 台以上 HGW を接続する場合のみ、2 台目以降に適用されます。

2-5 設置工事費(割賦)

この費用は、KDDIのFTTH契約約款に基づく設置工事費であり、当社がKDDIに代わって徴収する費用です。24カ月の割賦払いとなり、25カ 月以降は費用が発生しません。

ホームタイプ (ギガ得) の場合	1,313 円(税込)/月	

ホーム	タイプ(ギガ得)の場合	9.975 円(税込)